

## 北朝鮮によるミサイル発射について

### 1 発射事案の概要

(1) 発射日時 令和4年11月3日(木) 7時台から8時台

(2) 発射数等 発射数：弾道ミサイルを少なくとも3発

方 向：東方向

詳細は現在分析中で、飛翔距離等は以下のとおり推定

	発射時間	発射場所	最高高度	飛翔距離	落下場所
①	7時39分頃	北朝鮮 西岸付近	約2,000km 程度	約750km 程度	朝鮮半島東 側の日本海
②	8時39分頃	北朝鮮 内陸部	約50km 程度	約350km 程度	朝鮮半島 東岸付近
③	8時48分頃	北朝鮮 内陸部	約50km 程度	約350km 程度	朝鮮半島 東岸付近

- ・①はICBM級の可能性あり
- ・落下したのはいずれも我が国の排他的経済水域（EEZ）外と推定
- ・日本列島を越えて飛翔する可能性があるかと探知したものについては、その後、当該情報を確認したところ、探知したものは日本列島を越えず、日本海上空にてレーダーから消失されたことを確認

### 2-1 首相指示（令和4年11月3日 7時44分）

- (1) 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
- (2) 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
- (3) 不測の事態に備え、万全の態勢をとること

### 2-2 首相指示（令和4年11月3日 7時54分）

我が国上空を通過させる形での弾道ミサイル発射は、我が国の国民の生命、財産に重大な影響を及ぼし得る行為であることを踏まえ、

- (1) ミサイルが通過したと判断される地域に重点を置き、落下物等による被害がないか、速やかに確認すること
- (2) 北朝鮮の今後の動向を含め、引き続き、情報収集・分析を徹底すること
- (3) 米国や韓国等、関係諸国と連携し、引き続き、必要な対応を適時適切に行うこと

### 3 内閣官房発表内容（令和4年11月3日 11時20分）

- ・ 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。
- ・ これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難した。

### 4 県の対応

○情報収集及び市町村（国民保護担当課及び消防本部（消防組合））への情報伝達

○庁内各部関係課、警察本部、自衛隊と情報共有し、以下の事項を確認

- ・ ミサイル情報の部局内での共有
- ・ 県内で被害が確認された場合の県危機管理部への報告

### 5 政府の対応

- ・ 官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。
- ・ 国家安全保障会議を開催し、情報の集約及び対応について協議を行った。

### 6 最近の発射状況

北朝鮮のミサイル発射は今年に入って30回目（うち弾道ミサイルは25回目）